



30 保疾第 620 号

平成 30 年 (2018 年) 9 月 10 日

一般社団法人長野県医師会長
一般社団法人長野県獣医師会長 様
○ 一般社団法人長野県臨床検査技師会長

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について (通知)

平素は、県の健康福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありました。
つきましては、内容を御承知いただき、その運用に御配意いただくとともに、会員の皆様
への周知について御配意願います。
なお、保健福祉事務所長、衛生検査所長へは別途通知しましたことを申し添えます。

健康福祉部保健・疾病対策課感染症対策係
担当 (課長) 西垣明子 (担当) 笠原ひとみ
電話 026-235-7148 (直通)
ファクシミリ 026-235-7170
E-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp



30 保疾第 620 号

平成 30 年 (2018 年) 9 月 10 日

保健福祉事務所長 様
(保健所扱い)

健康福祉部長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について (通知)

標記について、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありました。
については、内容を御承知の上、その運用について御配意いただくとともに関係機関へ周知
願います。

なお、県医師会長、県獣医師会長、県臨床検査技師会長、衛生検査所長には別途通知済み
です。

保健・疾病対策課感染症対策係
担当 (課長) 西垣明子 (担当) 笠原ひとみ
電話 026-235-7148 (直通)
ファクシミリ 026-235-7170
防災電話 8-231-2640
E-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp



30 保疾第 620 号
平成 30 年 (2018 年) 9 月 10 日

衛生検査所長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について (通知)

平素は、県の健康福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありました。
つきましては、内容を御承知の上、その運用について御配意願います。

健康福祉部保健・疾病対策課感染症対策係
担当 (課長) 西垣明子 (担当) 笠原ひとみ
電話 026-235-7148 (直通)
ファクシミリ 026-235-7170
E-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp

健感発0823第1号
平成30年8月23日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成30年厚生労働省告示第
309号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において四種病原体等は施設基準、使用基準等の規制を設けており、また当立入検査を拒む等の場合については罰則規定を設けている等管理の徹底を図っているところである。一方、感染症法第6条第23項に基づき、四種病原体等のうち、医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものについては、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号。以下「告示」という。）によって厚生労働大臣が指定し、感染症法の規制対象から除外することとなっている。

今般、感染症法第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれが

ほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係る感染症法上の規制等を解除する。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N9であるものに限る。)

・ IDCDC-RG56N (A/Guangdong/17SF003/2016 (H7N9))

2 適用期日

平成30年8月23日から適用すること。

2 (1) 借款は、エジプト・アラブ共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a) 償還期間は、十年の措置期間の後二十年とする。
(b) 利率は、年一パーセントとする。
(c) 支出期間は、前記の借款契約の締結の日以後八年とする。

(d) 前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。
(e) 前記に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることとなる。

(2) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
(3) (1)に規定する支出期間の延長を目的として、エジプト・アラブ共和国の権限のある当局が既に行つたか又は将来行う予算支出(両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。)を対象として使用供される。

(4) (1)に規定する表は、両政府の関係当局の相互の同意によつて修正することができる。
(5) エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国政府の各級で開設される国家予算勘定に借款の引当りをする支出額に等しい額をエジプトの通貨に振り替えるようにつづけるための措置をとる。このようにつづけて振り替へられた額は、エジプト・アラブ共和国政府の国家予算の定められたプログラムを実施するために使用される。

(6) エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
(7) エジプト・アラブ共和国政府は、JICAに對して、借款及びそれから生ずる利子に對して又はそれらに關連してエジプト・アラブ共和国に對して課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

エジプト・アラブ共和国政府は、借款が適正に使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

8 エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに對し、次のものを提供する。
(a) 借款の使途及びプログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料
(b) 借款及びプログラムに關連するその他の情報

9 両政府は、この了解から又はこの了解に關連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わつて確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとする。この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
二千十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全權大使 香川剛賢
エジプト・アラブ共和国
投資・國際協力大臣
サハル・ナスル閣下
(エジプト側書簡)

書簡をもちつて寄上いたします。本大臣は、本日の付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
(日本側書簡)
本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わつて確認するに際し、閣下の返簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
二千十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国
投資・國際協力大臣 サハル・ナスル
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全權大使 香川剛賢閣下

○外務省告示第二百六十四号
平成三十年八月二日にアデイスアババで、エチオピア連邦民主共和国政府に對する贈与に關する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入
2 贈与額 二億円
3 署名者
日 本 側 内田晃在エチオピア臨時代理大使
エチオピア側 アドマス・ネベヘ財務・経済協力担当國務大臣
平成三十年八月二十二日
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○外務省告示第二百六十五号
平成三十年八月十四日にバンギで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に對する食糧援助に關する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 三億五千万円
3 署名者
日 本 側 岡村邦夫在中央アフリカ大使
世界食糧計画側 フェリックス・ゴメス在中央アフリカ事務所代表
平成三十年八月二十二日
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○厚生労働省告示第二百九号
感染症の予防及び感染症の患者に對する医療に關する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第二十三項の規定に據り、人を危殆にさせるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百号)の一部を次の表のように改正する。
平成三十年八月二十三日
厚生労働大臣 加藤 勝彦
(特種部分は改訂部分)

改	正	改	正
第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。
1 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)vg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05 (R) 6+2 (169222)	1 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)vg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05 (R) 6+2 (169222)	1 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/duck/Hokkaido/Vac-1/2004 (H5N1)	1 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/duck/Hokkaido/Vac-1/2004 (H5N1)
2 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)vg A/whooper swan/Mongolia/2/4/05 (R) 6+2 (169249)	2 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)vg A/whooper swan/Mongolia/2/4/05 (R) 6+2 (169249)	2 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/kukoy/Tukey/1/2005 (H5N1) (NIBRG-23)	2 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/kukoy/Tukey/1/2005 (H5N1) (NIBRG-23)
3 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SIRG-16615)	3 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SIRG-16615)	3 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/Viet Nam/1194/2004 (H5N1) (NIBRG-14)	3 エンゾルエンゾウイルスA属エンゾルエンゾウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/Viet Nam/1194/2004 (H5N1) (NIBRG-14)

